

レンタル約款

1. (契約目的)

借主は、本書所定のレンタル物件を、借主が有償で使用する目的で、本書所定の各事項並びにこの約款を承認の上、貸主より借受ける。

2. (レンタル料等の支払)

- 借主は、所定のレンタル料並びに費用を所定の方法で、貸主に持参または送金して支払う。
- 借主が負担すべき費用で、金額の記載がないものは、実費負担とする。

3. (維持費・修理費)

- 燃料・油脂類の補給、タイヤその他の消耗品の交換補修費用は、借主の負担とする。
- 耐久部品の修理補修の費用は、予め貸主の承諾を得た場合に限り、貸主の負担とし、その他の場合は、借主負担とする。

4. (搬入・返還)

- 借主の保管場所と借主の使用場所との間のレンタル物件の搬入（貸渡し）及び搬出（返還）に要する費用は、借主の負担とし、搬入・搬出に要する時間もレンタル期間に算入する。
- 1日に満たないレンタル期間は1日とみなす。
- レンタル期間中、日曜祝祭日・休日その他貸主の責務に帰し得ない不使用期間があっても、レンタル料を減額しない。

5. (割増請求)

借主の作業内容・作業環境の変更により、レンタル物件の消耗が著しく増加することが見込まれるときは、貸主はレンタル料の割増しを請求することができる。

6. (使用場所・使用状況の検査)

- 借主の使用場所は予め貸主の同意を得ない限り、変更することができない。
- 貸主は、いつでもレンタル物件の使用場所に立入り、または、その他の場所で、同物件の使用・管理状況を検査することができる。

7. (転貸、その他の処分禁止)

借主は、レンタル物件を第三者に使用させ、あるいは譲渡・担保提供の査定をするなど、貸主の権利を侵害する行為をしてはならない。

8. (貸主の権利等の表示)

借主は、レンタル物件に、貸主の所有権その他の権利を明示する標識を設けることを承認し、また、同物件の前記標識・商標・記番号その他貸主の権利又は物件の同一性を示す表示を抹消・除去・汚損するなどの行為をしてはならない。

9. (善管注意義務等)

- 借主は、レンタル物件の返還が完了するまで、善良なる管理者の注意を以て、その保管・使用をなす義務を負う。
- 借主はレンタル物件の保管・使用にあたり、貸主の掲示もしくは貸主から交付された使用マニュアルを遵守し、毎日の始業・終業点検を自ら実施する。

10. (毀損・滅失)

- 借主の操作ミス、第9項bに定める義務の不履行その他の故意又は過失により、レンタル物件が故障・破損・滅失又は紛失したときは、借主はこれによって生じた貸主の損害を賠償しなければならない。
- レンタル期間中、両当事者の責務に帰すことのできない天災その他の事由でレンタル物件が毀損・滅失したときは、借主、貸主が協議の上損害の負担割合を決定する。
但し、借主がこれにより、第三者に対して損害賠償又は保険金請求権を取得したときは、その請求権の範囲内で貸主の損害を補償する。
- 事由の如何を問わず、レンタル物件が滅失又は紛失したときは、この契約は当然終了する。
毀損が著しく多額修理の費用又は長期期間を必要とする場合も同様とする。この場合でも前記a又はbの条項は適用される。

11. (対第三者責任)

- レンタル期間中に、レンタル物件の設置、保管又は使用に際して、第三者に与えた損害は借主がこれを賠償する責任を負う。
- 借主がレンタル物件につき、車輛登録の上、使用することを希望する場合は、貸主の指示する強制又は任意の自動車損害賠償責任保険を借主の保険料負担で、原則とし貸主の名義で付保しなければならない。

12. (契約の更新)

借主が希望するときは、レンタル期間満了前日までに貸主に通知して契約の更新を請求することができる。この場合、貸主が更新を拒絶せず、又は契約条件等につき当事者間に特に変更の合意がなされないときは、従前と同一期間の契約として自動更新され、その後も同様とする。

13. (中途解約)

借主は期間満了前であっても、予め期間満了前までに貸主に通知した上、この契約を解約することができる。この場合借主は貸主に対し、返還完了後の残余レンタル期間に対応するレンタル料の2分の1相当額を支払わなければならない。

14. (契約解除・損害賠償)

貸主は借主が、レンタル料その他の負担費用の支払いを怠り、又は、契約の各条件に違反したときは、何等の催告なしにこの契約を解除し、レンタル物件の返還及び残存期間に対応するレンタル料相当額その他の損害賠償を求めることができる。借主に銀行取引停止処分その他の支払停止事由が生じ、又はレンタル物件について第三者から保全処分・強制執行がなされたときも同様とする。

15. (契約の終了)

- レンタル期間満了、中途解約、契約解除その他の事由により、契約が終了したときは、借主は、直ちにレンタル物件を貸主に返還しなければならない。
- 借主は貸主に対し、契約終了後、レンタル物件の返還が完了するまではレンタル料相当額の損害金を支払わなければならない。

16. (信義則)

この約款に定めのない事項については、関係法令に従い、両当事者誠意を以て話し合い解決する。